

# 会 議 等 報 告 書

1 会議等名	糸島市地域公共交通会議（第1回）
2 開催日時	平成22年1月26日（火） 15時00分 ~ 15時20分
3 開催場所	糸島市役所 新館 403会議室
4 出席者	別紙のとおり。
5 協議事項	<p>（1）委員の委嘱について 事務局より糸島市地域公共交通会議委員の委嘱依頼。</p> <p>（2）会長及び副会長の互選について 会長：【福嶋企画部長】 副会長：【柚木行政区長】</p> <p>（3）市町村運営有償運送（市町村福祉輸送）について 合併して糸島市となったが、移送サービスについては、サービス内容が旧1市2町で異なるため、平成22年1月から3月までは、旧市町区域では従前のサービス内容で事業を実施し、平成22年4月からは糸島市全域で統一したサービス内容で事業を実施したい旨説明。（詳細は会議資料参照。） 質疑なし。</p> <p>（4）その他 事務局より、平成22年4月のダイヤ改正に向け、来月公共交通会議を開催したい旨連絡。</p>
6 決定事項	<p>（1）糸島市地域公共交通会議委員の委嘱について、了承。</p> <p>（2）会長【福嶋委員】、副会長【柚木委員】で決定。</p> <p>（3）市町村運営有償運送について、了承。</p>
7 懸案事項	特になし。



## 糸島市地域公共交通会議 委員名簿

平成22年1月26日開催

	氏名	所属・役職	規程第3条	出欠、代理出席
会長	福嶋 剛	糸島市 企画部長	糸島市長又はその指名する者	
副会長	柚木 利道	糸島市行政区長会	市民代表	
委員	今泉 健吾	昭和自動車株式会社 自動車事業本部 副部長	一般乗合旅客自動車運送事業者	
委員	森田 秀規	福岡昭和タクシー株式会社 福岡西部事業部 統括課長	一般旅客自動車運送事業者	
委員	宮寄 憲一	社団法人福岡市タクシー協会 専務理事	旅客自動車運送事業者の団体	
委員	渡辺 良彦	老人クラブ連合会	市民代表	
委員	湯元 日出光	九州運輸局 福岡運輸支局長	九州運輸局長又はその指名する者	欠席
委員	水崎 勝美	福岡昭和タクシー株式会社 バス乗務員代表	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	
委員	梶田 佳孝	九州大学大学院 工学研究院 環境都市部門 助教	その他市長が必要と認める者	欠席
委員	山本 誠	福岡県 企画・地域振興部 広域地域振興課 参事補佐兼地域交通係長	〃	代理：笠井 茂
委員	工藤 豊一	福岡県警察本部 糸島警察署 交通課長	〃	
委員	藤原 史武	福岡国道事務所 福岡西維持出張所長	〃	欠席
委員	津留 順四郎	福岡県福岡県土整備事務所 前原支所 庶務課 副長	〃	
委員	岩永 綾夫	糸島市 建設都市部 建設課長	〃	

< 任期 > 平成22年1月26日～平成24年1月25日

< 事務局 >

藤田 晋 糸島市 企画部 地域振興課長  
高田 直一 糸島市 企画部 地域振興課 課長補佐兼公共交通係長  
大西 將夫 糸島市 企画部 地域振興課 公共交通係

## 道路運送法

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

### 第九条

1～3 (省略)

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

5～6 (省略)

## 道路運送法施行規則

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の届出)

### 第九条 (省略)

2 法第九条第四項の規定による運賃等の設定又は変更の届出に係る前項の届出書には、当該届出に係る運賃等について次条に規定する地域公共交通会議又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第六条に規定する協議会(第九条の三第一項第二号から第五号に掲げる者を構成員に含むものに限る。以下単に「協議会」という。)において協議が調っていることを証する書類を添付するものとする。

3 (省略)

## 糸島市地域公共交通会議設置規程

平成22年 1 月 1 日

告示第14号

( 設置 )

第 1 条 道路運送法( 昭和26年法律第183号 )第 9 条第 4 項及び道路運送法施行規則( 昭和26年運輸省令第75号 )第 9 条第 2 項の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客運送の確保その他旅客の利便増進を図るために必要な事項を協議するため、糸島市地域公共交通会議( 以下「交通会議」という。 )を設置する。

( 所掌事務 )

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (2) 市営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 生活交通の在り方一般に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

( 組織 )

第 3 条 交通会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 市の職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- (3) 市民代表
- (4) 九州運輸局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (6) 市長が特に必要と認める者

( 任期 )

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

( 会長及び副会長 )

第 5 条 交通会議に会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によりこれを

定める。

- 2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 会議 )

第6条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 交通会議において必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

( 協議結果の取扱い )

第7条 交通会議において協議が整った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

( 幹事会 )

第8条 交通会議に、次に掲げる事項について審査するため、幹事会を置くことができる。

- (1) 申請内容の事前審査に関すること。
  - (2) バス路線の休廃止の申出に関すること。
  - (3) 既に実施している乗合旅客運送事業で、事業計画の変更(大規模な休廃止等は除く。)その他必要と認められる措置の変更に関すること。
  - (4) その他交通会議の運営に関すること。
- 2 幹事会の委員は、交通会議の委員のうちから会長が選任する。
  - 3 幹事会に代表幹事及び副代表幹事それぞれ1人を置き、幹事会の委員の互選によりこれを定める。
  - 4 幹事会において必要と認めるときは、会議に幹事会の委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
  - 5 第1項第2号及び第3号に規定する事項については、幹事会の決議をもって交通会議の決議とすることができる。

( 庶務 )

第9条 交通会議の庶務は、企画部地域振興課において処理する。

( 補則 )

第 1 0 条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年 1 月 1 日から施行する。

## 糸島市 移送サービス事業概要

<b>移送サービス事業</b>		平成22年1月から3月まで
公共交通機関等の利用が困難な在宅の寝たきり高齢者等を移送用車輛で医療機関等へ移送するサービス		
旧前原市	旧二丈町(外出支援サービス)	旧志摩町(外出支援サービス)
<p><b>(利用対象者)</b> 老衰・心身の障害及び傷病等の理由により臥床又は車いすを利用している概ね65歳以上の高齢者</p> <p><b>(利用者負担金)</b> 1 送迎につき： ・旧糸島地域 500円、 ・旧糸島地域を除く福岡市西区 750円、 ・それ以外の福岡市内 1,000円</p> <p>有料道路や有料駐車場の代金は実費負担 生活保護受給者は、有料道路や有料駐車場の代金のみ</p> <p><b>(利用回数)</b> 2回以内/月</p> <p><b>(その他)</b> 登録申請受付後、登録決定し、利用申請は社協で受付けて予約を取り実施している 日曜、祝日、年末年始は利用不可 実施時間：午前9時から午後4時30分まで 59歳未満の身体障害者の利用申請は、障害福祉課が所管</p>	<p><b>(利用対象者)</b> (左に同じ)</p> <p><b>(利用者負担金)</b> 1 送迎につき： 500円</p> <p>(利用地域) 二丈町、前原市、志摩町 福岡市の今宿、今津、北崎、周船寺、元岡地区 唐津市浜玉町</p> <p>有料道路や有料駐車場の代金は実費負担</p> <p><b>(利用回数)</b> (左に同じ)</p> <p><b>(その他)</b> 登録申請受付後、登録決定し、利用申請は社協で受付けて予約を取り実施している 日曜、祝日、年末年始は利用不可(基本的に医療機関の営業日) 実施時間：委託先が可能な時間帯(基本的に医療機関の営業時間)</p>	<p><b>(利用対象者)</b> (左に同じ)</p> <p><b>(利用者負担金)</b> 1 送迎につき： 住民税非課税世帯 旧糸島地域500円、 旧糸島地域を除く福岡市1,000円 上記以外 旧糸島地域750円、 旧糸島地域を除く福岡市1,500円</p> <p>有料道路や有料駐車場の代金は実費負担</p> <p><b>(利用回数)</b> (左に同じ)</p> <p><b>(その他)</b> 登録申請受付後、登録決定し、利用申請は社協で受付けて予約を取り実施している 日曜、祝日、年末年始は利用不可(基本的に医療機関の営業日) 実施時間：委託先が可能な時間帯(基本的に医療機関の営業時間)</p>

<b>移送サービス事業</b>		平成22年4月から
公共交通機関等の利用が困難な在宅の寝たきり高齢者等を移送用車輛で医療機関等へ移送することにより、日常生活を支援し福祉の向上を図るサービス		
糸 島 市		
<p><b>(利用対象者)</b> 糸島市に居住する者で老衰・心身の障害及び傷病等の理由により臥床又は車いすを利用している概ね65歳以上の高齢者等</p> <p><b>(利用者負担金)</b> 1 送迎につき： ・糸島市内 500円、福岡市西区及び唐津市浜玉町 750円、福岡市西区外の福岡市内 1,000円</p> <p>有料道路や有料駐車場の代金は実費負担 生活保護受給者は、有料道路や有料駐車場の代金のみ</p> <p><b>(利用回数)</b> 2回以内/月</p> <p><b>(その他)</b> 登録申請受付後、登録決定し、利用申請は社協で受付けて予約を取り実施している 日曜、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)は利用不可 実施時間：午前9時から午後4時30分まで 59歳未満の身体障害者の利用申請は、障害福祉課が所管</p>		

## 糸島市移送サービス事業実施規程

平成22年1月1日

告示第59号

### (目的)

第1条 この告示は、公共交通機関等の利用が困難な在宅の寝たきり高齢者等を移送車両により移送することで、日常生活を支援し、もって寝たきり高齢者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (事業の委託)

第2条 市長は、糸島市移送サービス事業(以下「移送サービス」という。)の実施に関し、その運営を社会福祉法人等(以下「実施法人等」という。)に委託することができる。

### (対象者)

第3条 移送サービスの対象者は、糸島市に居住する者で、次の各号のいずれかに該当する公共交通機関等の利用が困難なもの(以下「対象者」という。)とする。

- (1) 老衰、心身の障害、傷病等により寝たきり又は車いすを利用しているおおむね65歳以上の高齢者
- (2) 重度の身体障害により寝たきり又は車いすを利用している身体障害者又は身体障害児
- (3) その他市長が必要と認めた者

### (移送サービスの内容)

第4条 移送サービスの内容は、対象者をその居宅等と次に掲げる場所との間を移送することとする。

- (1) 在宅福祉サービス等実施施設
- (2) 医療機関
- (3) その他市長が必要と認めた場所

### (実施日)

第5条 移送サービスを実施する日は、次に掲げる日以外とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 毎週日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(実施時間)

第6条 移送サービスを実施する時間は、午前9時から午後4時30分までとする。  
ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(実施区域)

第7条 移送サービスの実施区域は、原則として糸島市、福岡市及び佐賀県唐津市  
浜玉町とする。

(利用回数)

第8条 利用回数は、原則として月2回以内とする。

(利用者負担)

第9条 移送サービスを利用する者(以下「利用者」という。)は、利用者負担として、  
実費相当額を直接実施法人等に支払うものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)に属する者の利用者負担については、市が負担する。

2 有料道路又は有料駐車場を利用するときは、利用者の負担とする。

3 第1項に定める利用者負担の額は、市が実施法人等と締結する委託契約の中で定める。

(利用登録申請)

第10条 移送サービスを利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ糸島市移送サービス利用登録申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(利用登録の決定等)

第11条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに利用登録の要否を決定し、糸島市移送サービス利用者台帳(様式第2号)に登録のうえ、糸島市移送サービス利用登録承認(不承認)通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の利用登録の決定をしたときは、実施法人等に対し糸島市移送サービス利用登録通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(利用及び報告)

第12条 移送サービスを利用するときは、利用者は実施法人等とあらかじめ移送サービス提供の日時等を調整し、糸島市移送サービス利用申請書(様式第5号)を実施法人等に提出するものとする。

2 実施法人等は、前項の規定による申請があった場合は、速やかに利用の可否等を申請者に電話等により通知するものとする。

3 実施法人等は、毎月10日までに前月分の事業実施状況を、糸島市移送サービス実績報告書（様式第6号）により市長に報告しなければならない。

（廃止届）

第13条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに糸島市移送サービス利用廃止届（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

(1) 移送サービスの利用の必要がなくなった場合

(2) 利用者が転出又は死亡した場合

（利用登録の廃止）

第14条 市長は、前条の規定による届出があった場合又はサービスの必要がなくなったと認めるときは、速やかに利用登録の廃止を決定し、糸島市移送サービス利用登録廃止決定通知書（様式第8号）により当該利用者及び糸島市移送サービス利用登録廃止通知書（様式第9号）により実施法人等に通知するものとする。

（補則）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成22年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 第7条及び第9条の規定は、平成22年4月1日以後の実施区域及び利用者負担について適用し、平成22年3月31日までの実施区域及び利用者負担については、なお合併前の前原市移送サービス事業実施規程（平成12年前原市告示第45号）、二丈町高齢者等生活支援事業実施規程（平成12年二丈町告示第14号）又は志摩町高齢者等生活支援事業実施要綱（平成12年志摩町告示第50号）の規定の例による。

3 この告示の施行の日の前日までに、合併前の前原市移送サービス事業実施規程の規定によりされた手続その他の行為又は合併前の二丈町高齢者等生活支援事業実施規程若しくは志摩町高齢者等生活支援事業実施要綱の移送サービス事業に係る規定によりされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりされたものとみなす。

平成21年度移送サービス(外出支援サービス)事業実績

登録者数は平成21年12月末現在

前原市

延べ利用者数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	登録者数
	高齢者	24	23	28	29	20	27	27	21	30	229	74
	障害者	11	15	11	9	9	9	13	9	7	93	39
	計	35	38	39	38	29	36	40	30	37	322	113

二丈町

延べ利用者数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	登録者数
	高齢者	12	9	9	13	13	13	17	14	15	115	23
	障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	12	9	9	13	13	13	17	14	15	115	23

志摩町

延べ利用者数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	登録者数
	高齢者	12	7	6	10	9	8	9	7	9	77	15
	障害者					1	2				3	
	計	12	7	6	10	10	10	9	7	9	80	15

糸島市計

延べ利用者数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	登録者数
	高齢者	48	39	43	52	42	48	53	42	54	421	112
	障害者	11	15	11	9	10	11	13	9	7	96	39
	計	59	54	54	61	52	59	66	51	61	517	151